

えびの市介護予防・生活支援サービス事業
訪問型サービスA実施事業者募集要項

1 事業概要・目的

高齢化の進行に伴い介護サービス利用者の増加が見込まれる中、介護サービスを提供する人材が不足してきているため、軽微な内容の支援（家事援助）については、有資格者が従事することなく行える事業を実施することが必要である。その結果、介護サービスが必要な方に、必要なサービスが提供できる体制づくりに繋がることが期待され、当該事業実施により在宅サービスを充実させることで、高齢者の方が地域の中でより自立した生活を送ることができるよう支援すること、また要支援者及び事業対象者が、要介護状態になることを予防することを目的とする。

2 募集目的

訪問型サービスAが効率的に提供されるよう、事業目的を理解した事業所を募集し、事業委託により実施することを目的とする。

3 募集する事業所および事業内容

(1) 募集する事業所及び事業者数

適切なサービス提供ができると認められる社会福祉法人および民間事業所
なお、事業所の募集数に制限はないが審査基準に適合することが必要である。

(2) 実施方法

委託により実施

(3) 事業内容

訪問介護におけるサービス行為の区分について（平成12年3月17日付老計第10号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）に定める家事援助の全部または一部

(4) 業務期間

契約締結日から、令和7年3月31日まで

4 応募事業者資格

次の①から⑤をすべて満たしていること

- ①法人格を有し市税の滞納がない事業者であること
- ②えびの市内に本店、支店又は営業所等を有していること
- ③役員等がえびの市暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと
- ④本事業の趣旨を理解し、自立支援・重度化防止に向けた支援ができること
- ⑤事業実施中にサービス利用者の事故又は健康状態に異常が生じた時に備え、緊急時のマニュアルを定める等の安全対策を講じていること

5 応募手続き

(1) スケジュール

募集から委託契約までのスケジュールは次のとおりとする。

内容	期間	備考
事業実施事業者の募集	令和6年3月19日（火） ～令和6年3月29日（金）	随時受付

事業者の選定	事業者の募集締め切り後 1 週間程度	書類審査後、郵送にて選定結果を通知
委託契約	事業者の選定後	事業者の選定後、随時対応

(2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- ・ 事業応募申請書（様式第 1 号）
- ・ 実施企画書（様式第 2 号）

なお、提出後の市からの問い合わせに対応できるよう、書類一式の控えを保管しておくこと。

(3) 受付期限

令和 6 年 3 月 2 9 日（金）午後 5 時まで

(4) 提出方法

介護保険課地域包括支援センターに持参すること。

6 実施事業者の選定等

(1) 選定手順

- ① 応募申請書等の受理
- ② 書類審査
- ③ 応募者に対し、郵送にて選定結果を通知
- ④ 選定した事業者と、委託契約を締結

(2) 審査項目

- ① 応募者資格
- ② 事業者の理念
- ③ 自立支援・重度化防止の理解
- ④ 提案する事業の内容
- ⑤ 法人の地域貢献度

7 募集に関する質疑

募集に関する質問は別添質問票をファックスで提出すること。

8 留意事項

- (1) 提出書類の作成等、応募に関する経費は、選定・不選定にかかわらず、すべて応募事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の内容に虚偽があった場合は、委託契約の解除または委託料の返還を求められることがある。
- (3) 本事業に関連する書類は、5 年間保管すること。

9 問い合わせ先

介護保険課 地域包括支援センター
 担 当 下沖、栗坂
 電 話 0984-35-1112（課直通）
 F A X 0984-35-0653